

平成 29 年度

事業計画書

社会福祉法人 希望

---

---

# 目次

---

---

平成29年度運営方針 ..... 1

事業概要 ..... 2

指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・短期入所 .. 3 ~ 6

特定施設入居者生活介護(ケアハウス) ..... 7

居宅介護支援事業 ..... 8

給食 ..... 9

総務 ..... 10 ~ 13

委員会 ..... 14 ~ 15

別紙

# 平成 29 年度運営方針

## 事業目的

入所者に対し施設サービス計画に基づき、可能な限り在宅復帰を念頭におき、入浴・排泄・食事等の介護・相談及び援助・社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の機能訓練・健康管理などの支援が出来る様に目指す事を目的とする。

ショートステイでは、介護を行っているご家族様の介護疲れ・病気・冠婚葬祭等により、一時的に在宅での介護が困難になった場合、短期間施設でお世話させて頂くことを目的とする。

居宅介護支援事業所では利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当するもの等を定めた、居宅サービス計画書を作成するとともに当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。

## サービス提供方針

新型特養では、入居前の自宅での生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットごとに入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な生活の営みを支援することが求められています。

そして、入居者の意思および人格の尊重、サービス提供計画の作成、さらに在宅復帰の可能性を念頭に置きながら、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、行政や保健医療・福祉サービス事業者等との密接な連携を図ることを心掛けていきます。

### 1. 入居者に対する生活の場の提供

「暮らしの単位を小さくして、一人一人の顔が見える暮らし、私はこうしたいという主張のできる暮らし、個人の尊厳を守る暮らしが目指されます。

個室を基本とし、自分だけの空間を持ち、暮らしの単位ごとに日常生活が行われ、大食堂も大風呂も無く、最小限の約束事で済む暮らしを目指します。

### 2. サービス取扱方針

- ・情報漏洩の防止に対する取り組み、入居者のプライバシーの確保
- ・要介護状態の軽減または悪化の防止
- ・入居者またはその家族へのサービス内容に対する説明
- ・緊急やむを得ない場合以外の身体的拘束等の禁止
- ・サービスの質の評価と改善

## 希望 定款(抜粋)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」と言う。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第1種社会福祉事業
- (2) 第2種社会福祉事業

#### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図りもって地域福祉の推進に努めるものとする。

### 第7章 公益を目的とする事業

- (1) 居宅介護支援事業

---

---

# 事業概要

---

---

## 【介護保険対象事業】

- 1 . 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 定員60名 (第一種社会福祉事業)  
常時介護を必要とする利用者に対して食事、入浴、レクリエーション、機能訓練等のサービスを提供する入所施設。
- 2 . 短期入所生活介護(ショートステイ) 定員20名 (第二種社会福祉事業)  
在宅において介護を受けることが一時的に困難になった方に対し、食事、入浴、送迎等の入所サービスを短期間提供する。
- 3 . 居宅介護支援事業 (公益事業)  
要介護者に対し、居宅において日常生活を営むことができるように支援する。

## 【老人福祉対象事業】

- 1 . 特定施設入所者生活介護(ケアハウス) 定員20名 (第一種社会福祉事業)  
高齢により自宅での生活に不安がある方に対し、食事や入浴等のサービスを提供する入居施設。

## 【施設内事業】

- 1 . 給食  
施設ご利用者、職員などに栄養のバランスや季節に合わせた食事を提供する。
- 2 . 総務  
会計、人事、施設管理、消防・防災、送迎などを行う。
- 3 . 委員会  
苦情解決委員会、事故防止委員会、身体拘束廃止検討委員会、褥瘡委員会、  
医療的ケア安全対策委員会、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止委員会、  
労働安全衛生委員会、給食会議の開催。

# 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・短期入所

## 【目標】

1. 利用者の自立支援を念頭に置き、ユニットケアの特性を活かし、利用者個々の心身の状態に合わせた個別ケアにより、それぞれの利用者が主役となるような生活支援を提供する。
2. 利用者の目線で生活のニーズを探り、ケアプランを忠実に実行することで、居心地の良い環境や介護サービスを提供致します。また、外出レクを取り入れることで刺激になり、季節を感じて頂きます。
3. 短期入所事業に関しては、利用者が安心、安全に暮らせるよう環境整備を行うと共に、ご家族が利用者を安心して預けられる様に努めます。また、短期利用の利用者はもちろんのこと、中長期で利用者ができる事を常に考え、ADLの低下を防ぐためにも職員がやってあげるのではなく、利用者自ら行ってもらおう介護を心がける。

## 【計画】

### 部署全体

1. 施設サービス計画を施設ケアマネージャーを中心に立案し、利用者個々のニーズに合わせたプランの作成を実施するとともに、各職種との連携を図りケアプランを実行に移せるよう努める。
  - ① 作成されたケアプランを基にサービスを提供し、また、職員への指導も行っていく。
  - ② ケースカンファレンスの実施内容見直し。
2. 研修計画に基づき施設内外への職員の研修参加を図り、知識と技術を高める。
  - ① 職員の専門知識、技術向上のために研修計画を作成する。
  - ② 幅広いテーマの講座を企画し、研修へ積極的に職員が参加し習得した知識を活かせる場を目指す。
  - ③ 研修報告、資料等は特養事務所で閲覧可能とし、情報の共有化、学習環境を構築する。
3. 行事、クラブ活動等のアクティビティーを利用者個々の状態に合わせて実施して行く。  
(年間事業計画参照)
4. 認知症の予防や食欲増進としてのおやつ作りレクリエーションの実施。
5. 業務基準、マニュアル等の見直しを行い、サービスの均一化を目指す。
  - ① 神奈川県かながわ福祉サービス振興会における介護サービス情報の公表を受ける。
  - ② 各職種における必要なマニュアルの整備、見直しの実施。

#### <介護職二階 うぐいす>

入居者の状態を観察し、異常時には迅速に対応するように努める。また、ユニット、各部署と綿密に連携を取り入居者が安心して生活できるようにケアを行っていく。

#### <介護職二階 かなりあ>

暮らしの中でその人らしさを大切に関わっていく。技術の向上を目指し、情報を共有し「報・連・相」を密に行う。働きやすい環境作りに心がける。

#### <介護職二階 つばめ>

支援技術の向上を目指し、情報を共有し、「報・連・相」を密に行うことでチームの課題を明確にし取り組んでいきます。

#### <介護職二階 かもめ>

利用者ができる事を常に考え、ADLの低下を防ぐためにも職員がやってあげるのではなく、利用者自ら行ってもらい介護を心がける。

#### <介護職三階 ひばり>

心と体の細かな観察を行い、早期発見に努め、他職種と連携対応し、ケアの充実を目指す。

#### <介護職三階 ふくろう>

安定した気持ちが保たれるように努め、不安感の軽減を目指す。現在おこなえる機能に着目し、現在の暮らしが継続できるように努める。

#### <介護職一階 ショート>

利用者の立場に立ち、その方の「思い」や「声」をくみ取り、「満足感」を感じて頂ける様支援を行う。

#### <看護職>

医師の指示の下、利用者の健康管理を行い、安全、安楽を考慮した生活を支援する。  
利用者の状態把握に努め他職種間との情報を共有していく。又、医師、看護師、相談員、介護支援専門員、栄養士などの医療スタッフによる話し合いの場を設け、施設におけるケアを充実させていく。

#### <リハビリ担当>

利用者の心身の安定が図られ、生き生きとした生活を送ることが出来る様、自立支援の為のリハビリを行い、心身機能の維持・機能低下の防止に繋げる。

#### <相談員>

特 養：待機中の利用予定者が入所後、各セクションとの連携を密にとり、より良い環境の中で生活できるよう、利用者本人やご家族と相談しながら支援を行っていく。また多くの待機者に利用して頂けるよう、施設全体でスキルアップしていけるようにする。  
短期入所：利用者ひとり一人が安心して生活できる様に支援を行う。また、緊急での利用や受け入れ困難者に対して柔軟に対応していく。

【年間事業計画】

	行 事	各ユニット別
4月	桜 花 見	うぐいす・かなりあ - 散歩・誕生日会
		つばめ・かもめ - 花見・誕生日会
		ひばり・ふくろう - 花見・誕生日会
5月	運 動 会	うぐいす・かなりあ - ギター鑑賞・誕生日会
		つばめ・かもめ - 公園散歩・誕生日会
		ひばり・ふくろう - おやつ作り・誕生日会
6月	あじさいドライブ	うぐいす・かなりあ - あじさいドライブ・誕生日会
		つばめ・かもめ - おやつ作り・誕生日会
		ひばり・ふくろう - 公園めぐり・誕生日会
7月	納 涼 祭	うぐいす・かなりあ - 納涼祭・かき米レク・誕生日会
		つばめ・かもめ - 納涼祭・誕生日会
		ひばり・ふくろう - 納涼祭・誕生日会
8月		うぐいす・かなりあ - 夕涼み会・ギター鑑賞・誕生日会
		つばめ・かもめ - 夕涼み会・誕生日会
		ひばり・ふくろう - 夕涼み会・誕生日会
9月	敬 老 会	うぐいす・かなりあ - 敬老会・誕生日会
		つばめ・かもめ - 敬老会・誕生日会
		ひばり・ふくろう - 敬老会・誕生日会
10月		うぐいす・かなりあ - 紅葉ドライブ・誕生日会
		つばめ・かもめ - ギター鑑賞・誕生日会
		ひばり・ふくろう - 喫茶店・誕生日会
11月	紅葉鑑賞	うぐいす・かなりあ - ギター鑑賞・誕生日会
		つばめ・かもめ - マジックショー・誕生日会
		ひばり・ふくろう - 喫茶店・誕生日会
12月	クリスマス会	うぐいす・かなりあ - 忘年会・誕生日会
		つばめ・かもめ - ケーキ作り・誕生日会
		ひばり・ふくろう - クリスマス会・誕生日会
1月	新 年 会	うぐいす・かなりあ - 初詣・誕生日会
		つばめ・かもめ - 初詣・誕生日会
		ひばり・ふくろう - 初詣・誕生日会
2月	節 分	うぐいす・かなりあ - 節分・誕生日会
		つばめ・かもめ - 節分・誕生日会
		ひばり・ふくろう - 節分・誕生日会
3月	ひ な 祭 り	うぐいす・かなりあ - お花見・誕生日会
		つばめ・かもめ - ひな祭り・誕生日会
		ひばり・ふくろう - ひな祭り・誕生日会

## 【月間事業計画】

特養全体会議	毎月第1木曜日 14：00～（全体）
ケアカンファレンス	毎月各ユニットごと 18：00～
事故防止検討委員会	毎月第2金曜日 10：00～（全体）
感染症及び食中毒の予防委員会	3か月に一回 第1木曜日 15：30～（1.4.7.10月）
苦情解決委員会	毎月随時（各担当者）
労働安全衛生委員会	毎月第4金曜日 14：00～（全体）
給食会議	毎月第2金曜日 14：00～（全体）
入退所判定会議	毎月第1木曜日 15：15～（全体）
医療的ケア安全対策委員会	3か月に一回 第1木曜日 15：30～（2.5.8.11月）
褥瘡委員会	3か月に一回 第1木曜日 15：00～（2.5.8.11月）

## 【週間事業計画】

	AM	PM
月	一般浴（各ユニット毎に個浴にて実施）	中間浴・作業療法 眼科往診（第3） 行事、レク
火	一般浴（各ユニット毎に個浴にて実施） シーツ交換	機械浴 歯科往診（毎週） 行事、レク
水	一般浴（各ユニット毎に個浴にて実施） 体重測定（第2 2階・第4 3階）	内科科往診（第1・3）、皮膚科往診（第2・4） 行事、レク、クラブ
木	一般浴（各ユニット毎に個浴にて実施） 血圧測定（第1・3 3階）	中間浴 精神科往診（第1・3） 行事、レク
金	一般浴（各ユニット毎に個浴にて実施） 血圧測定（第2・4 2階）	機械浴 理美容
土	一般浴（各ユニット毎に個浴にて実施） シーツ交換	レクリエーション（各ユニット毎にそれぞれのユニットの特色を出したレクリエーションを独自に企画してとり行う。） 泌尿器科往診（第1）
日	血圧測定（第1・3 3階）（第2・4 2階） 体重測定（第2 2階・第4 3階）	

# 特定施設入居者生活介護(ケアハウス)

## 【目標】

1. 利用者が主体的に生活を送れるよう、自立支援を推進する。
2. 地域とのかかわりを保てるよう支援する。
3. 生活を楽しみながら生き生きとした生活プランの実施、充実を計る。

## 【計画】

1. 過度な干渉を避け、情報提供や、見守り体制、相談体制の充実に努める。
2. 地域行事への参加を援助する。(行事計画参照)
3. 地域の様々な人々との交流ができるよう機会を設ける。(行事計画参照)
4. 参加したくなる行事を提案し、楽しみながらできる介護計画とする。

## 【行事計画】

年間予定	内 容				
4月	お花見(相模原市内近郊)	移動売店	外食ツアー	生け花レク	買物ツアー
5月	鯉のぼりツアー		外食ツアー	生け花レク	買物ツアー
6月	あじさいツアー	移動売店	出前レク	生け花レク	買物ツアー
7月	盆踊り		出前レク	生け花レク	買物ツアー
8月	映画上映会	移動売店	出前レク	生け花レク	買物ツアー
9月	敬老会		外食ツアー	生け花レク	買物ツアー
10月	運動会	移動売店	出前レク	生け花レク	買物ツアー
11月	紅葉ツアー		外食ツアー	生け花レク	買物ツアー
12月	クリスマス会	移動売店	出前レク	生け花レク	買物ツアー
1月	初詣		出前レク	生け花レク	買物ツアー
2月	節分	移動売店	出前レク	生け花レク	買物ツアー
3月	ひなまつり		外食ツアー	生け花レク	買物ツアー

月間予定	内 容				
毎月1回	外食ツアー、(出前レク)、買い物ツアー、誕生日会、生け花レク				
毎月2回	クラブ活動(書道)(手芸)(料理)、タオル体操、こもれびの森散歩				

### 随時開催

お楽しみ会(喫茶会、歌の会)、頭の体操、ボール運動、行事レク、外食ツアー、買い物ツアー  
毎週日曜ラジオ体操、お楽しみレク(折り紙、トランプなど)、移動売店

### 往 診

内 科	豊田内科クリニック	第 1 第 3 水 曜日	14 : 00 ~
皮 膚 科	相模皮膚科	第 2 第 4 水 曜日	13 : 00 ~
眼 科	青木眼科	第 3 月 曜日	13 : 00 ~
歯 科	ホワイトデンタルクリニック	毎 週 水 曜日	10 : 00 ~
泌尿器科	おおくさ泌尿器内科クリニック	第 1 土 曜日	14 : 00 ~

### その他

散 髪	NPO法人日本理美容福祉協会	町田・相模原センター	第 2 第 4 金 曜日	13 : 00 ~
	地域ボランティアによる体操・歌の会		毎 週 水 曜日	10 : 00 ~

---

---

# 居宅介護支援事業

---

---

## 【目標】

事業者は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当するもの等を定めた居宅サービス計画書を作成するとともに当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。

## 【計画】

### 1．自立支援・介護予防・個別介護計画の実施

- ① 利用者・家族との信頼関係を構築し、深めていきます。(訪問、面接等を迅速な対応を心掛ける)
- ② アセスメント(課題分析)、サービス担当者会議(利用者、家族の意向、総合的な援助方針等)、モニタリング(サービス実施状況の継続な把握、評価)、再アセスメントを的確に実施し、自立支援の考え方に沿った介護計画を作成します。

### 2．関係者との連携強化

- ① 多職種との連携、協働の強化を図ります。  
他事業所との多職種連携、また入退院時における医療連携での主治医連携を強化していきます。特に入退院時における医療との連携については、必要な情報提供も含めて、在宅生活への復帰をよりスムーズに行えるよう支援していきます。
- ② 地域ケア会議への参加  
地域での見守り支援などの協力体制の構築をしていきます。
- ③ サービスの質の向上  
介護サービス情報制度、自己評価等を定期的実施し、課題等への改善を図ります。

### 3．研修計画

- ① 専門職としての資質向上  
ケアマネジメント、認知症ケア、接遇、対人援助技術、認定調査に関する研修会、現任研修等へ積極的に参加し、資質の向上に努めていきます。同様に内部研修も実施していきます。

### 4．職員間の業務活性化へのとりくみ

- ① ご意見や苦情に対する迅速な対応。問題点や課題に対しての積極的な取り組みを行う。
- ② 定期的な業務の見直しの実施。利用者中心の効率的業務の随時実践。

# 給 食

## 【目標】

毎日の楽しみの一つとなるように季節感を盛り込んだ献立構成をし、安全で利用者の状態に合わせた食事を提供する。また、食の立場からの自立支援をはかる。

目標提供栄養価(月平均 一日当たり)	
カロリー	1,600 kcal
タンパク質	60 g
塩分	8 g

※ 生活活動強度 I で算出(日本人の食事摂取基準より)  
エネルギー1500～1600cal 塩分8g以下

## 【計画】

- 利用者の状況に合わせた食事提供
  - ・ 利用者の口腔機能・身体機能にあった食事を提供する。
  - ・ 個人の疾病に合った食事を提供し、健康状態の改善や生活の安定を図る。
  - ・ 給食委員会により各部署・職種との情報交換を行い、献立・調理・配膳方法の工夫、改善を行う。
- 楽しみとしての食事の提供
  - ・ 季節・行事に由来した行事食、旬の食材を取り入れて季節を感じられる食事を提供する。
  - ・ 寿司バイキングを増やし、実演を兼ねた食事の提供を行う。
  - ・ 月一回の行事食または松花堂弁当の提供、郷土料理などを組み込み、変化をもたせる。
- 安全な食の提供
  - ・ 一度起こった事故の原因を追求、問題解決することによる事故の減少と予防を目指す。
  - ・ 食中毒事故の予防のための日々の衛生管理を徹底する。
  - ・ 災害時などの非常時マニュアルを見直し・整備・周知を行う。

## 【行事計画表】

月	施設全体の行事食	特養のみの行事食	備考
4	握り寿司実演	誕生会	
5	子供の日(5日)『かつおのたたき行事食』	誕生会	
6	『人気献立 かき揚げ丼』	誕生会	
7	七夕(7日)『そうめん行事食』	誕生会	
8	『お祭りランチ食』	誕生会	
9	敬老の日『赤飯・天ぷら』	誕生会	
10	そばキャラバン	誕生会	
11	握り寿司実演	誕生会	
12	冬至(22日) クリスマス(24日) 年越し(31日)	誕生会	
1	お節料理(1～3日) 七草(7日) 鏡開き(11日)	誕生会	
2	節分(3日) 人気献立『ネギトロ丼』	誕生会	
3	ひな祭り(3日) 『菜の花ちらし』 お彼岸(17日) 『春の天井』	誕生会	

---

---

# 総 務

---

---

## 【目標】

法人の庶務・会計事務の総括処理のほか、理事会及び評議員会の開催、各関係機関の連絡調整、職員の人事・給与・健康管理・福利厚生等の総括管理業務を行なう。

## 【年間計画】

1. 法人理事会・評議員会の準備・開催。
2. 予算、事業計画の立案。決算報告、事業報告及び中間決算報告、中間事業報告の実施。
3. 自己評価、県の介護サービス情報の公表制度の実施。
4. 請求、購入、支払等会計業務を的確に行う。
5. 文書管理を適切に行う。特に個人情報の保護に配慮する。
6. 職員人事を適切に行う。
7. 労務安全衛生管理を的確に行う。
8. 業務の標準化をすすめ、人事考課制度の基礎を整備する。
9. 施設・整備の安全運用及び機能維持のために点検整備・清掃を行う。
10. 消防・防災訓練の実施。
11. 研修制度の充実により職員の資質の向上を図る。
12. ボランティアの受け入れを計画的に行う。
13. 送迎を安全に行う。

## 【年間予定表】

月	内 容
4	新年度 職員健康診断(夜勤業務者対象)
5	理事会・評議員会(決算報告、事業報告)
6	消防訓練
7	
8	職員健康相談(産業医)
9	災害避難訓練
10	職員健康診断及びストレスチェック(全体)
11	職員インフルエンザ予防接種(全体)、
12	理事会・評議員会(中間決算、中間事業報告)、消防訓練
1	
2	職員健康相談(産業医)
3	理事会・評議員会(予算、事業計画)

## 【施設管理計画】

### 【1】 定期点検計画(含む法定点検)

設備機器名	点検内容	点検回数	担当業者名
消防設備	法定点検	年 2 回	(株)河本総合防災
電気設備	法定点検	年 12 回	社団法人東京電気管理技術者協会
エレベーター設備	法定及び月例	年 4 回	三菱電機ビルテクノサービス(株)
給排水衛生設備	法定及び定期	各 年 1 回	(株)中田総合エンタープライズ
ろ過装置設備	法定点検	年 2 回	(株)中田総合エンタープライズ
空調機設備	法定点検	随 時	東京ガス(株)
空気環境設備	法定点検	年 1 回	(株)中田総合エンタープライズ
温水機設備	法定点検	年 2 回	(株)中田総合エンタープライズ
貯湯槽設備	法定点検	年 1 回	(株)中田総合エンタープライズ
厨房排気、排水設備	法定点検	年 2 回	(株)中田総合エンタープライズ
設備機器外観点検	法定点検	年 2 回	谷津建設

### 【2】 消防訓練計画

実施項目	内 容	実施時期
夜間消防訓練 (ケアハウス・特養)	夜間における施設内火災を想定し、初期消火、避難指示、通報の訓練をする。 (参加施設:ケアハウス、特養、宿直、防火管理者)	6 月
夜間消防訓練 (ケアハウス・特養)	夜間における施設内火災を想定し、初期消火、避難指示、通報の訓練をする。 (参加施設:ケアハウス、特養、宿直、防火管理者)	12 月

### 【3】 清掃計画

作業項目	内 容	実施時期	施工業者
カーテンクリーニング	全施設	年 1 回	林クリーニング
床ワックス掛け	全施設(ケアハウス 個人部屋以外)	年 2 回	(株)中田総合エンタープライズ
窓ガラス清掃	全施設(ケアハウス 個人部屋以外)	年 2 回	(株)中田総合エンタープライズ
害虫駆除	厨房及び周囲	年 1 回	(株)中田総合エンタープライズ

### 【4】 空調機使用期間

使用機能	内 容	使用期間
冷 房	全施設	6 月 1 日 ～ 10 月 31 日
暖 房	全施設	11 月 1 日 ～ 3 月 31 日

## 【職員研修計画】

1. 目的 職員全体の資質向上を図ると共に、入居者の皆様に安心・安全な生活を送って頂けるように施設内の各部署または階層別にて事故に繋がる要因を徹底して無くす様に努めて参ります。
2. 実施 施設長、介護支援専門員が主となり研修内容に見合った職員を参加させていきます
3. 場所 会議室及び、こもれびホール
4. 手段 研修内容ごとに主となる担当をおき、講師依頼や研修内容の説明をします。研修実施後は議事録の作成を行い、当日参加出来ない職員に対しても、周知徹底を図ります。
5. 基本方針 新人職員・・・基本的技術をしっかり身につけ温かい接遇を心がける。  
また、法人の理念や介護保険制度について学んでいく。  
中堅職員・・・利用者に対してはプロ意識を持って対応し、職員間のコミュニケーションについても考えていく。  
指導的職員・・・職員の手本となり、法人の理念や介護保険制度を確認し、知識を養い、他部署職員と連携し施設を運営していく。

### 6. 年間予定表

月予定	主担当	対象職員	講師依頼	研修内容
4月	介護職員 (ケアハウス)	全職員	ケアハウスCM	事故は何故起こるのか 介護事故のケース、リスク、背景、ポイント ハインリッヒの法則、危険予測トレーニング (事故防止研修)
5月	看護主任	全職員	統括主任	「看取り介護の考え方」 看取り介護の視点、具体的な支援内容、看取りに向けての具体的な流れを学びます (看取り研修)
6月	感染症対策委員会	全職員	統括主任	「施設における感染症予防」 消毒液の作成方法、使用方法などを学びます (感染症研修)
7月	看護主任	全職員	統括主任	「認知症の理解と援助」 認知症の正しい知識と、周辺症状・行動障害など、対応の困難な症状と対策について学びます (認知症研修)
8月	施設長	全職員	施設長	「身体拘束廃止と虐待防止について」 高齢者虐待防止のうち、身体拘束を中心に身体的虐待について学びます (身体拘束・虐待研修)
9月	感染症対策委員会	全職員	なし	「感染症の予防について」 感染症予防策(吐物処理の方法について学びます) (感染症研修)
10月	事故防止委員会	全職員	なし	事故は何故起こるのか 介護事故のケース、リスク、背景、ポイント ハインリッヒの法則、危険予測トレーニング
11月	感染症対策委員会	全職員	管理栄養士	嚥下機能について 誤嚥、誤飲の危険性について (事故防止研修)
12月	褥瘡委員会	全職員	褥瘡担当NS	「施設内の褥瘡予防について」 高齢者の身体の知識、特徴、褥瘡の対処法、予防等について基本的な知識を学びます (褥瘡研修)
1月	看護主任	全職員	統括主任	「喀痰吸引について」 喀痰吸引等についての知識、技術の向上 (喀痰吸引等研修)
2月	事務長	全職員	事務長	高齢者虐待と身体拘束の通報・相談 高齢者虐待防止、身体拘束の通報・相談の流れについて学びます (身体拘束・虐待研修)
3月	介護職員 (SS)	全職員	なし	事故は何故起こるのか 介護事故のケース、リスク、背景、ポイント ハインリッヒの法則、危険予測トレーニング (事故防止研修)

※新人職員…入社1ヶ月未満

## 【職員外部研修計画】

1. 目的 職員全体の資質向上を図る為に、外部研修を積極的に活用していき、施設内の各部署又は各階層に事故に繋がる要因や、入居者の皆様に安心・安全な生活を送って頂ける様に外部の専門家から必要な知識や技術を学び、利用者サービスの充実を図ります。
2. 実施 施設長、介護支援専門員が主となり、新人職員、中堅職員、指導的職員に社会福祉協議会、各専門職種等が実施する研修会への参加を行います。  
研修につきましては随時参加を勧めていきます。
3. 場所 研修実施場所、施設内では会議室及び、こもればホール
4. 手段 研修参加後は研修報告書を作成し、内容を共有できるように対象となる職員を集めて研修内容の発表を行います。  
当日参加できない職員にも資料を配布し、周知徹底を図ります。

### 5. 年間予定表

月予定	対象職員	主催	研修内容
6月	指導的職員	神奈川県総合リハビリテーションセンター研修	摂食・嚥下障害のリハビリテーション
7月	新任職員	相模原市高齢者福祉施設協議会	くすりの基礎知識
7月	指導的職員	相模原市高齢者福祉施設協議会	介護職による医療的ケア
8月	中堅職員	相模原市高齢者福祉施設協議会	看取り介護
8月	中堅職員	相模原市高齢者福祉施設協議会	喀痰吸引等研修
8月	新任職員	相模原市高齢者福祉施設協議会	接遇について
8月	指導的職員	相模原市高齢者福祉施設協議会	医療的ケア教育講習会
9月	新任職員	コア・ハート・カレッジ	お金をかけないレクリエーション
9月	指導的職員	相模原市高齢者福祉施設協議会	大衆長寿社会に求められるケアサービスの原理
9月	指導的職員	相模原市高齢者福祉施設協議会	労務管理について
9月	指導的職員	相模原市高齢者福祉施設協議会	スーパービジョン(援助者のための援助について講義)
9月	中堅職員	相模原市高齢者福祉施設協議会	これでわかる！感染症・結核の基礎知識と施設での対策
10月	指導的職員	相模原市高齢者福祉施設協議会	スーパービジョン(グループスーパービジョン演習)
11月	指導的職員	相模原市高齢者福祉施設協議会	コミュニティソーシャルワーカー要請研修会の開催について
11月	指導的職員	相模原市高齢者福祉施設協議会	コミュニティソーシャルワーカー要請研修会の開催について
1月	中堅職員	相模原市高齢者福祉施設協議会	笑顔あふれる組織をつくるディズニーセミナー
2月	新任職員	相模原市高齢者福祉施設協議会	若年性認知症～当事者の関わりから～

---

---

# 委員会

---

---

- 1．事故防止委員会
- 2．身体拘束廃止検討委員会
- 3．褥瘡委員会
- 4．感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止委員会
- 5．給食会議
- 6．労働安全衛生委員会
- 7．苦情解決委員会
- 8．医療的ケア安全対策委員会

## 【活動内容】

- 1．事故防止委員会
  - ① 施設内の事故防止を図ることを目的として活動している委員会。
  - ② 事故報告書・ヒヤリハット報告書の定着を行い、その報告書をもとに事故の統計をとって、より正確な状況の把握に努めながら、毎月1回それぞれのグループの事例検討を行い、職員への自己啓発、事故原因の究明や防止策の検討などを行う。
- 2．身体拘束廃止検討委員会
  - ① 施設全体目標としての身体拘束ゼロは前年度は達成した。引き続き拘束ゼロの取り組みを行う。
  - ② 身体拘束とはなにかと常に委員会で話し合い言葉や態度による行動制限、威圧的な態度、職員のペースで利用者に関わることをないように常に心掛ける。
  - ③ ヒヤリハット・事故報告書から、抑制につながる環境や行いがいないか検討する。
  - ④ 拘束につながる行為などが、起こりうる可能性はないか、又言葉の拘束はないかなど常に意識改革につながるよう配慮する。
  - ⑤ 緊急やむなく身体拘束する場合、「こもれば身体拘束をしない取り組み」を基に速やかに委員会を開き、御家族との話し合いを持ち拘束は一時的に限り、今後は工夫、その他の方法などを検討し最小限で対応することとする。
- 3．褥瘡委員会
  - ① こもれば施設全体で褥瘡に関する知識を学ぶ。
  - ② 看護職員を中心に褥瘡の発生と予防体制を整備していく。
  - ③ 定期的に指針とマニュアルの見直しをする。

#### 4 . 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止委員会

- ① 施設内での感染を防止するための対策を検討し、委員会を実施する。
- ② 職員に予防、整備及び研修等の必要な体制づくりを取るとともに、発生時においては感染症の拡大防止、関係機関との連携等に関しても迅速かつ適切に対応する事が必要とされる。
- ③ 食中毒の予防については、職員の健康管理・良質な食材の確保・手指の消毒をはじめとする衛生習慣の確立を図る。発生時においては、食中毒マニュアルにのっとり迅速かつ適切に対応してゆくことを徹底する。
- ④ 感染症を持った入所者情報を職員間で共有し、蔓延防止のための計画を作成する。
- ⑤ 感染者が緊急搬送される際、相手先へ感染者であることを必ず伝えるよう、徹底する。
- ⑥ 普段の生活で感染者が差別されることの無いよう、全ての入所者に対し衛生管理を徹底する。
- ⑦ 施設内の環境整備(清掃・整理)にも力を入れていく。

#### 5 . 給食会議

- ① 行事食及び献立の検討を行い、利用者様のご要望に合った食事提供に努める。
- ② 行事食実演のための流れや対応の検討、及び連携の充実を図る。
- ③ 咀嚼・嚥下機能に合った食事が提供されているか評価し、調理法や食材の見直し・検討を行う。
- ④ 管理者、各部門との情報の交換・共有及び連携の充実を図る。
- ⑤ 各部署からの食事に関する意見・苦情を把握し、検討・処理を行う。

#### 6 . 労働安全衛生委員会

- ① 職員や勤務環境など、健全に業務に就けるよう個々に健康指導や環境改善を目指し、取り組んでいく。
- ② 産業医の協力を得て、各種感染症等の防止や職員の衛生管理・健康管理を徹底していく。

#### 7 . 苦情解決委員会

どんな小さな事から何でも言い合える事により一事一言を大切にすることで、地域・利用者・御家族から安心できる施設づくりに努める。

また、マニュアルの確認を行い、苦情発生時には、迅速に対応していくことを念頭に置く。

#### 8 . 医療的ケア安全対策委員会

H24年より、介護職員による「喀痰吸引等(たんの吸引、経管栄養)」についての制度が開始され、当施設でも、今年度内をメドに、事業者としての登録を行なう予定である。今後、喀痰吸引等を必要とする利用者が増加すると見込まれるためであり、今年度は、その実施準備を行なう。介護職員の実施には、「外部研修と施設内研修の受講」が必要とされるため、すぐに施設全体でそれが開始できる訳ではない。それ故、今年度は、介護職員に、それらの研修時に必要となる知識の学習と施設内での予備的な研修の実施を計画し、具体的な対応技術を学んでいく。

## 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	社会福祉法人 希望 特別養護老人ホーム こもれば
申請するサービス種類	指定介護老人福祉施設

措 置 の 概 要	
1 . 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置	
<p>社会福祉法人 希望</p> <p>苦情担当窓口 大嶋 誠司</p> <p>電 話 番 号 042-757-7330</p>	
2 . 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順	
<p>① 相談員もしくは事務員宛に苦情が入る。</p> <p>② 施設長、事務長に報告。 急を用する時は施設長に電話すること。 受けたら速やかに謝罪をする。</p> <p>③ 事故の場合は施設の過失か検討。 その場合施設で受診を行い、費用は施設で負担する。 また、保険会社に速やかに報告。</p> <p>④ 事故で病院に受診をした場合は高齢政策課へ事故報告書の提出。</p>	
3 . その他参考事項	
4 . 行政機関・その他の苦情受付機関	
① 相模原市高齢政策課	<p>所 在 地 相模原市中央区富士見6-1-20 4階</p> <p>電 話 番 号 042-769-8354</p> <p>受 付 時 間 8:30～17:15 (平日)</p>
② 神奈川県国民健康保険団体連合会 (略称 国保連) 介護保険部 介護苦情相談課	<p>所 在 地 横浜市西区楠町27番地1</p> <p>電 話 番 号 045-329-3447</p> <p>受 付 時 間 8:30～17:15 (平日)</p>

平成 29 年度

社会福祉法人 希望 事業計画書

〒252-0331

神奈川県相模原市南区大野台4丁目4番36号

TEL 042-757-7330

FAX 042-769-5720